建設事業の再評価結果（対応方針）について

平成31年３月12日

大阪府

　建設事業評価（再評価）について、平成30年度大阪府河川整備審議会での審議を踏まえ、下記のとおり決定した。

* **再評価**

［評価事由：①事業採択後5年間未着手、②事業採択後10年経過、③再評価後5年経過、④総事業費の大幅な変更、⑤事業計画の大幅な変更］

　①～④の場合は、再評価（再々評価）調書1）により審議（大阪府建設事業評価調書に準拠）、併せて河川整備計画の進捗状況の確認を実施し、⑤の場合は、河川整備計画（案・変更案）の審議・了承を以て事業評価とする。

1）大阪府河川事業・ダム事業の事業評価「４.再評価（再々評価）調書」参照

記

**再評価の対象事業について『事業継続』とする。**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **事業名**  **（評価事由）** | **所在地** | **事業内容** | **進捗状況** | **事業費**  **（億円）** | **提示した**  **対応方針（案）** | **審議結果** | **対応方針** |
| 西除川ブロックの  河川整備  （③） | 大阪市  堺市  八尾市  富田林市  河内長野市  松原市  羽曳野市  藤井寺市  大阪狭山市 | * 洪水対策   西除川（下流）  河道拡幅・河床掘削　約L=0.6km  西除川（上流）  　河道拡幅・河床掘削　約L=1.0km  宅地嵩上げ・河道拡幅・河床掘削  　　約L=5.7km  東除川  　護岸の嵩上げ等 　　 約L=2.7km  落堀川  護岸の嵩上げ等（背水対策）  約L=0.4km | 西除川（下流）32％  西除川（上流）  15％  東除川  21％  落堀川  96％ | 西除川（下流）  約11.4  西除川（上流）  約9.8  東除川  約4.0  落堀川  約66.0 | 事業継続 | 適切 | **事業継続** |